

学校感染症による出席停止期間

◆出席停止について(学校保健安全法第19条)

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑があり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

◇出席停止となる感染症の種類・期間の基準

(学校保健安全法施行規則 第18・19条)抜粋

	病名	出席停止期間
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱したあと3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※第二種については、「病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるとき」は、この限りではありません。

※ノロウイルス等の感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎については、主治医が感染のおそれがあると認められたものにつき、出席停止扱いとします。